

立山町浄化槽設置管理事業経営戦略

団 体 名	富山県 中新川郡 立山町
事 業 名	浄化槽設置管理事業
策 定 日	令和 4 年 3 月
計 画 期 間	令和 4 年度 ～ 令和 1 3 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

事業開始年度	平成 3 0 年度	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区域	別紙 1 「立山町汚水処理計画図」		
処理場数	合併処理浄化槽 20基（令和3年度末現在）		
広域化・共同化・最適化 実施状況※1	該当なし		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	中新川公共下水道に準じた料金体系としている。（以下、税抜） ・水道水のみ使用の場合 基本料金(使用量10㎥以下の分)1,400円、10㎥を超える1㎥につき160円 ・水道水以外の水を使用の場合 基本料金に、世帯人数ごとの認定水量から超過分を換算。 ・水道水と水道水以外の水を併用の場合 上記の水量と比べて多い方を汚水量とみなす。 なお、使用料について令和4年4月から中新川公共下水道・農業集落排水事業と同額の「基本料金1,600円、10㎥を超える1㎥につき 180円」に改定する。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上		
条例上の使用料※2 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,240円	実質的な使用料※3 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載
	令和2年度	3,300円	
	令和3年度	3,300円	

※2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
※3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

職員数	0名
事業運営組織	水道課において上水道事業・農業集落排水事業とともに運営を行っている。 浄化槽事業の専従職員は配置していない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ※4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ※5	該当なし

※4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

別紙2「経営比較分析表」のとおり。

2. 経営の基本方針

本町の生活排水は、一部の地域で公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設により処理されているが、河川の上流部では生活様式の近代化・多様化とあいまって、家庭からの生活雑排水が未処理のまま水路及び用水路等に排出されていることから、河川への水質汚濁への影響が懸念されている。

このため、本町では生活排水処理に対し、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設のほか、下水道区域外では合併処理浄化槽について相互に整合性を図りながら、体系的に整備していくことを目指し、平成30年度に生活排水処理基本計画を策定し、浄化槽設置管理事業により、合併処理浄化槽の設置管理を行っている。

この浄化槽設置管理事業は、使用料その他の財源だけでは実施が困難な状況にあり、町の一般会計からの繰入金に依存する状況である。使用料は、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設と同じ料金体系としており、設置基数の増により使用料は増加していくが維持管理費用などは賄えない見込みである。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、効果的・効率的な事業の運営を図る必要がある。

【今後の運営方針】

(1) 浄化槽の整備推進に関する事項

・浄化槽設置事業による合併浄化槽は、平成30年度の事業開始からこれまでに20基（20世帯）設置しており、広報誌やホームページへの掲載、未設置世帯への戸別訪問により定期的な周知に努めながら、整備を推進し、毎年10基の設置を目指していく。

(2) 一般会計繰入金に関する事項

・維持管理費の削減を進め、一般会計からの繰入金の削減を図り経営の健全化を推進していく。

(3) 公営企業会計移行（法適用）に関する事項

・公営企業会計移行（法適用）に向けた準備を進める（令和6年度以降、法適用）。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙3のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

・平成30年度に策定した生活排水処理基本計画では、令和5年度まで毎年10基の浄化槽を設置することを計画しており、令和6年度以降も毎年10基の設置を計画している。

②収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入については、浄化槽設置基数の増に伴う収入増を見込んでいるが、人口減少に伴う処理人口の減少もあることから微増する見込みとしている。
・投資に係る財源については、設置費分担金、国庫補助金、地方債を充当するものとし、国庫補助金・地方債を最大限まで活用するものとする。
・料金収入その他財源だけでは浄化槽設置管理事業の事業費の確保が困難なため、財源不足分については一般会計からの繰入金により補てんするものとしている。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・修繕費については、今後、設置基数の増に伴い増加していくことが見込まれるため、修繕費を抑えるよう定期的に点検し、必要に応じて対応していく。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※(1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

①今後の投資についての考え方・検討状況

※処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること。

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	年間設置10基の計画で進めていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

②今後の財源についての考え方・検討状況

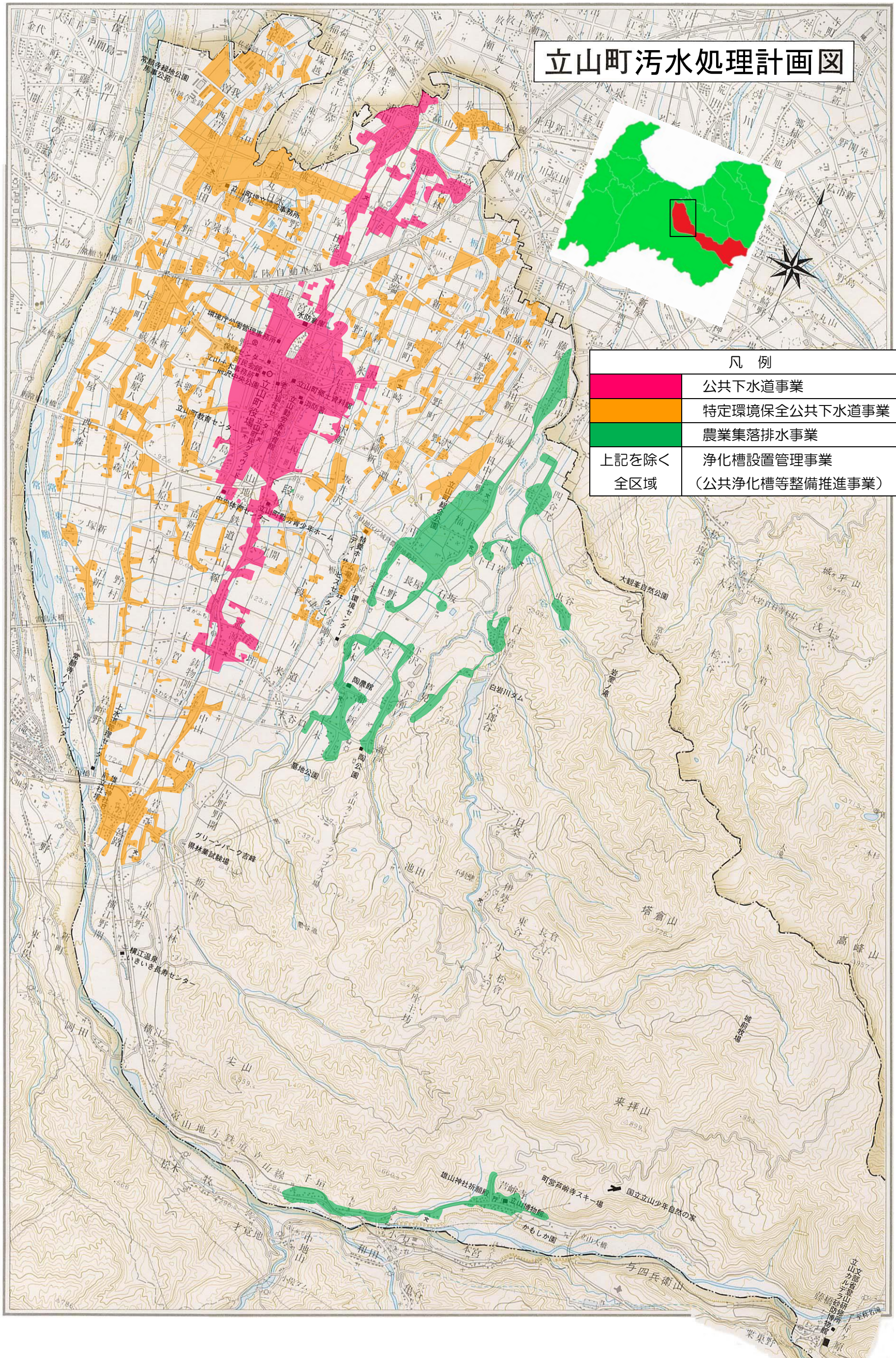
使用料の見直しに関する事項	下水道事業と同一の料金体系としているため、浄化槽設置管理事業単独で使用料の見直しは行わないが、適正な使用料のあり方を定期的に検討していく必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	定期点検時の異常発見による早期修繕を行い、大規模修繕の防止に努める。
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	策定後は、毎年度、実績と比較し、また、概ね5年ごとに見直しを行うことにより、PDCAサイクルを効果的に実施して、本経営戦略の事後検証、更新を行う。
---------------------	---



経営比較分析表（令和2年度決算）

別紙2

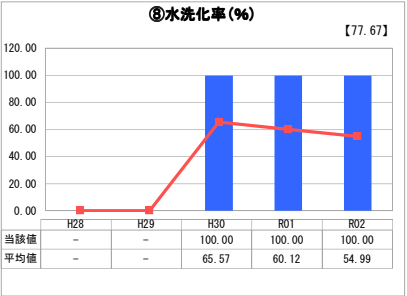
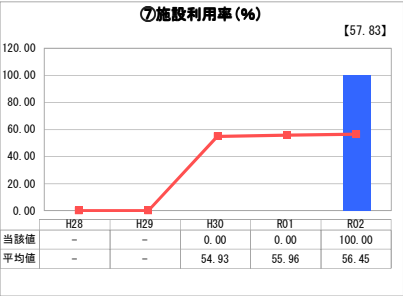
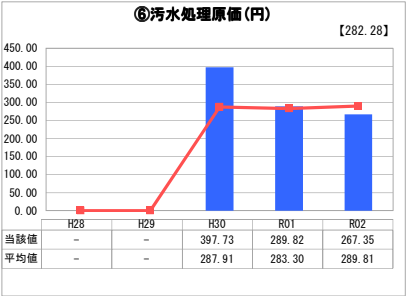
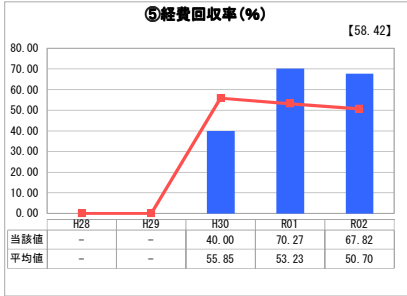
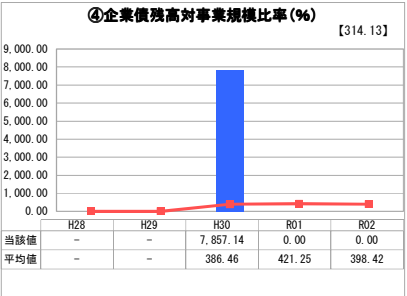
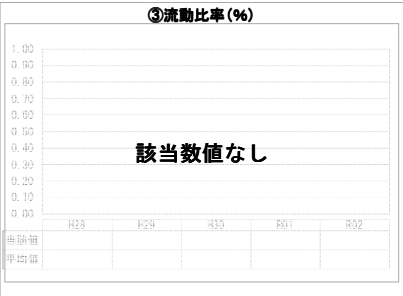
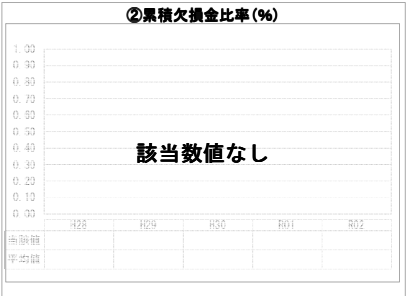
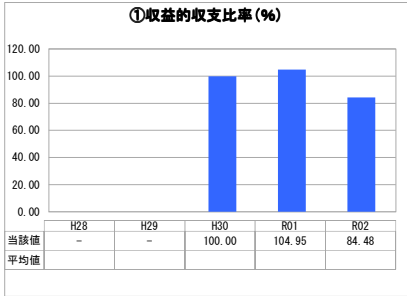
富山県 立山町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.13	100.00	3,300

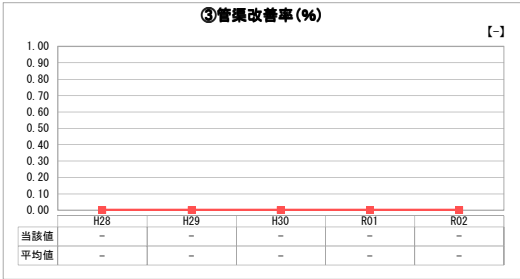
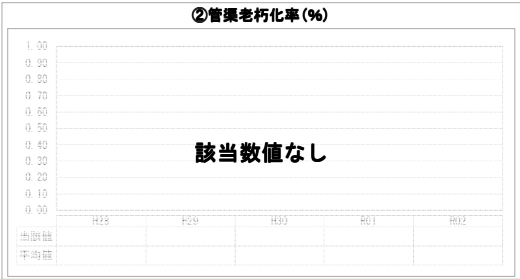
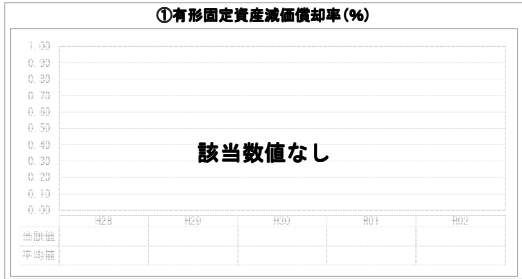
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
25,497	307.29	82.97
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
32	0.01	3,200.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収入は使用料収入と一般会計からの繰入金で随っているが、使用料収入の改善と併せて経営改善に向けた取り組みが必要である。
④企業債残高対事業規模比率が0%となっているが、これは企業債の償還財源にすべて一般会計繰入金を充てていることを示している。
⑤経費回収率が100%を下回っているため、今後、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。
⑥汚水処理原価が類似団体平均値より低くなったものの、今後も継続して浄化槽の設置基数を増加させ、維持管理費を削減する取組が必要である。
⑧水洗化率が100%であり、これは浄化槽を設置する際は必ず水洗便所を設置し、接続して水洗化することを確認する取組をしているためである。

2. 老朽化の状況について

平成30年度から事業を開始しているため、耐用年数が経過するのはまだ先であるが、経年劣化による老朽化対策として定期的に点検を行い、必要に応じて対応していく。

全体総括

平成30年度の事業開始に伴い浄化槽の設置管理を行っているが、令和2年度末の設置基数が15基であるため、使用料収入も僅かであることから、一般会計からの繰入金で補填し、運営しているところである。
今後、設置基数の増加に伴い維持管理費の増加が見込まれるため、使用料の増額改定や汚水処理費の削減の取組を進めていく必要がある。
なお、長期的には高齢化や人口減少に伴い、大幅な使用料収入の増加は見込めない。
また、令和3年度中に経営戦略を策定し、令和6年度からの法適化に向け準備を進めていくものである。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

収支計画(※)

(単位:千円, %)

年 度			前年度 (R2年度)	本年度 (R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分														
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	980	2,360	3,968	4,898	6,149	6,961	7,771	8,962	9,392	10,093	10,832	11,252
		(1) 営 業 収 益 (B)	196	493	923	1,353	1,783	2,213	2,643	3,073	3,503	3,933	4,363	4,793
		ア 料 金 収 入	196	493	923	1,353	1,783	2,213	2,643	3,073	3,503	3,933	4,363	4,793
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	784	1,867	3,045	3,545	4,366	4,748	5,128	5,889	5,889	6,160	6,469	6,459
		ア 他 会 計 繰 入 金	439	1,381	2,070	2,570	3,391	3,773	4,153	4,914	4,914	5,185	5,494	5,484
		イ そ の 他	345	486	975	975	975	975	975	975	975	975	975	975
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	980	1,790	3,198	3,629	4,061	4,492	4,922	5,353	5,782	6,212	6,641	7,071
		(1) 営 業 費 用	289	816	1,246	1,676	2,106	2,536	2,966	3,396	3,826	4,256	4,686	5,116
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	289	816	1,246	1,676	2,106	2,536	2,966	3,396	3,826	4,256	4,686	5,116
		(2) 営 業 外 費 用	691	974	1,952	1,953	1,955	1,956	1,956	1,957	1,956	1,956	1,955	1,955
		ア 支 払 利 息	1	1	2	3	5	6	6	7	6	6	5	5
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他	690	973	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		0	570	770	1,269	2,088	2,469	2,849	3,609	3,610	3,881	4,191	4,181
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	15,601	10,218	12,229	14,050	14,200	14,200	14,200	14,200	14,220	14,230	14,220	14,220
		(1) 地 方 債	3,900	2,000	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	4,741	2,852	2,000	1,600	1,750	1,750	1,750	1,750	1,770	1,780	1,770	1,770
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,602	3,930	2,633	4,854	4,854	4,854	4,854	4,854	4,854	4,854	4,854	4,854
		(6) 工 事 負 担 金	2,358	1,436	3,796	3,796	3,796	3,796	3,796	3,796	3,796	3,796	3,796	3,796
		(7) そ の 他												
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	15,668	9,453	14,994	15,493	16,312	16,693	17,073	17,833	17,834	18,105	18,415	18,405
		(1) 建 設 改 良 費	15,488	8,883	14,224	14,224	14,224	14,224	14,224	14,224	14,224	14,224	14,224	14,224
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	180	570	770	1,269	2,088	2,469	2,849	3,609	3,610	3,881	4,191	4,181
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 67	765	△ 2,765	△ 1,443	△ 2,112	△ 2,493	△ 2,873	△ 3,633	△ 3,614	△ 3,875	△ 4,195	△ 4,185

収支計画(※)

(単位:千円, %)

年 度		前年度 (R2年度)	本年度 (R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分													
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 67	1,335	△ 1,995	△ 174	△ 24	△ 24	△ 24	△ 24	△ 4	6	△ 4	△ 4
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	1,003	936	2,271	276	102	78	54	30	6	2	8	4
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	936	2,271	276	102	78	54	30	6	2	8	4	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)	936	2,271	276	102	78	54	30	6	2	8	4	0
実 質 収 支	黒 字 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(P)-(Q)	赤 字 (S)												
赤 字 比 率	($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)												
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (U)	196	493	923	1,353	1,783	2,213	2,643	3,073	3,503	3,933	4,363	4,793
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((T)/(U) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(X)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	((V)/(X) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	5,410	6,841	11,072	18,003	19,715	21,047	21,998	22,190	22,380	22,300	21,910	21,529

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前年度 (R2年度)	本年度 (R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		439	1,381	2,070	2,570	3,391	3,773	4,153	4,914	4,914	5,185	5,494	5,484
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	439	1,381	2,070	2,570	3,391	3,773	4,153	4,914	4,914	5,185	5,494	5,484
資 本 的 収 支 分		4,741	2,852	2,000	1,600	1,750	1,750	1,750	1,750	1,770	1,780	1,770	1,770
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	4,741	2,852	2,000	1,600	1,750	1,750	1,750	1,750	1,770	1,780	1,770	1,770
合 計		5,180	4,233	4,070	4,170	5,141	5,523	5,903	6,664	6,684	6,965	7,264	7,254